

枚方市監査委員訓令第 1 号

枚方市監査基準の一部を改正する訓令

枚方市監査基準（平成 2 年枚方市監査委員訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「枚方市個人情報保護条例（平成 29 年枚方市条例第 39 号）等」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等及び枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年枚方市条例第 33 号）」に改める。

附 則 [令和 5 年 3 月 31 日公布 枚方市監査委員訓令第 1 号]

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。